

井原市子育て世帯支援空家リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空家等を有効活用することにより、地域の生活環境を改善するとともに、子育て世帯の支援を行うため、井原市空き家・空き農地バンク制度要綱（平成20年井原市告示第22号）に規定する空き家・空き農地バンク（以下「空き家バンク」という。）の登録物件（空き家に限る。）を購入し、又は賃借し、当該登録物件をリフォームし定住する者に対し、予算の範囲内において、井原市子育て世帯支援空家リフォーム補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に存する1年以上居住その他の利用実態がないことが常態である住宅をいう。ただし、共同住宅の空き室及び長屋の空き住戸を除く。
- (2) リフォーム 空家等の機能又は性能を向上させるため、空家等の修繕、補修、改修等を行うことをいう。
- (3) 市内施工業者 市内に本社、本店、支店、営業所等の活動拠点を置き、建築関連業務等を営む者で、見積書等を本市内の所在地で発行できるものをいう。
- (4) 移住者 市外から定住の意思を持って本市に転入し、又は転入しようとする者であって、転入日以前3年以内の期間において市内に居住していないものをいう。

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、市内施工業者が施工するリフォームに係る工事で別表に定めるものとする。ただし、市内施工業者が下請業者に補助対象工事の施工を依頼したときは、市内に事業所を有する業者が、補助対象工事に要する経費の2分の1以上の額に相当する工事を施工しなければならない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 申請時に市内に1年以上居住する者であって、義務教育終了前の扶養親族のいる世帯、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する特別支援学校に通学する者を世帯員に含む世帯又は胎児のいる世帯に属するものであること。
- (2) 補助金の交付対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）に10年以上居住することを誓約すること。
- (3) 補助対象空家等の売買契約又は賃貸借契約の成立した日から起算して1年以内に補助対象工事に着手し、当該補助対象工事完了後、速やかに補助対象空家等所在地に入居すること。

- (4) 補助金の交付決定を受けた年度内に工事を完了し、当該年度の末日までに第11条に規定する実績報告書を提出することができること。
- (5) 世帯に持ち家の所有者がいないこと。また、親族等の持ち家から転居する場合にあつては、転居前の住宅に引き続き、親族等が居住すること。
- (6) 世帯に公租公課等（公営住宅入居者の場合は家賃を含む。以下同じ。）の滞納者がいないこと。
- (7) 補助対象空家等の売買契約又は賃貸借契約の当事者が3親等以内の親族でないこと。
- (8) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (9) 世帯員の全員が、過去にこの要綱の規定に基づく補助金の交付を受けていないこと。
（補助対象空家等）

第5条 補助対象空家等は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 空き家バンクの登録物件であり、かつ空家等であること。
- (2) 補助対象者が売買契約又は賃貸借契約を締結した物件であること。
- (3) 補助対象工事を完了するまでに耐震性能を有している物件であること。
- (4) 賃貸借契約の場合は、リフォームに係る工事をすることに所有者が承諾していること。また、第14条第3号の規定により、空き家バンクに登録する場合、補助対象者が補助金の交付を受けた日から起算して10年を経過する日までは補助対象空家等の売買契約又は賃貸借契約の相手は移住者に限ることを所有者が承諾していること。
（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は補助金の交付の対象としない。

- (1) 建物の全部又は一部解体のみを行う工事及び不要な家財道具等の処分に要する費用
- (2) 家庭的電化製品等、家財道具の購入又は設置及び購入に伴う電気配線工事に要する費用
- (3) 居住の用に供しない車庫、門等外構工事に要する費用
- (4) 他の制度による公的補助金等の支給を受ける工事に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の対象として適当でないと認める費用

3 補助金の交付回数は、同一の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は同一の補助対象空家等に対して1回限りとする。

（補助金額）

第7条 補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、1,000,000円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第8条 申請者は、井原市子育て世帯支援空家リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象空家等の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 世帯全員の続柄入り住民票
- (4) 世帯内の子どもが胎児のみの場合は、母子健康手帳の写し又は出産予定であることを確認できる書類
- (5) 世帯に公租公課等の滞納者がいないことを証する書面
- (6) 補助対象工事の施工内容の明細及び補助対象部分と補助対象外部分を明確に記載した見積書
- (7) 補助対象空家等の現況写真（工事予定箇所を写したもので、申請日から起算して2か月以内の撮影日が記載されているものに限る。）
- (8) 施工前の図面（補助対象工事部分の配置や間取りの分かるもの）
- (9) 賃貸借契約の場合、所有者がリフォームに係る工事を実施することについて承諾していることを証する書類
- (10) 消費税仕入税額控除確認書（様式第3号）
- (11) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、井原市子育て世帯支援空家リフォーム補助金交付（却下）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、補助対象工事の着工前に前項の規定による補助金の交付決定を受けなければならない。

(変更等の承認)

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、井原市子育て世帯支援空家リフォーム補助金変更（中止）承認申請書（様式第5号）をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、井原市子育て世帯支援空家リフォーム補助金変更・中止承認通知書（様式第6号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、補助金の交付決定年度の末日までに井原市子育て世帯支援空家リフォーム補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る契約書の写し（契約日が交付決定を受けた日以後の日付である

ものに限る。)

- (2) 補助対象工事に係る経費の領収書及び明細書の写し
- (3) 補助対象工事の施工後の写真（撮影日の記載があるものに限る。）
- (4) 補助対象空家等所在地に異動後の世帯全員の続柄入り住民票
- (5) 施工後の図面（補助対象工事部分の配置や間取りの分かるものに限る。）
- (6) 市内に事業所を有する業者が補助対象工事に要する経費の2分の1以上の額に相当する工事を施工したことが証明できる書類（市内施工業者が下請業者に補助対象工事を依頼した場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、補助金額を確定し、井原市子育て世帯支援空家リフォーム補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに井原市子育て世帯支援空家リフォーム補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助金の交付日から起算して10年を経過する前に補助対象空家等から世帯全員が退去したとき。ただし、世帯全員が退去した年度内に当該補助対象空家等を移住者への居住用に供するため空き家バンクに登録する場合は、この限りでない。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者に当該取消しに係る補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告及び実地調査）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象工事に関し、補助事業者に報告を求め、市長が指定する職員に実地調査を行わせることができる。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による失効前のこの要綱の規定により交付された補助金に係る第 1 5 条から第 1 6 条までの規定は、この要綱の失効後もなお、その効力を有する。

別表（第3条関係）

番号	補助対象工事
1	台所、風呂、トイレ、洗面所等の改修工事
2	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差の解消、廊下幅の拡張、転倒による事故防止工事等）
3	子どもの安全対策工事（ドアや扉へ指詰め防止工事等）
4	間取り変更工事（子ども部屋の増設、子どもの見守り可能な間取りへの工事）
5	防犯機能を高める工事（防犯性の高い玄関ドア等の設置、防犯フィルム、防犯ガラス、面格子等の設置等）
6	防音性を高める工事
7	壁紙の張替え、床の張替え等の内装工事
8	根太、大引等の床組補修工事
9	屋根のふき替え、塗装等
10	外壁の張替え、塗装等
11	外壁、屋根、天井等の断熱化工事
12	その他市長が認める工事